

# ソーシャル・ジャスティス基金運営規約

(名称)

第1条 この基金は、認定特定非営利活動法人まちぽっと（以下、認定NPOまちぽっと）の助成事業を行う、ソーシャル・ジャスティス基金(以下、SJF)という。

(事務所)

第2条 SJFは、事務所を認定NPOまちぽっとの事務所（東京都新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル501）におく。

(目的)

第3条 SJFは、社会から広く支持・資金を集め、社会の不正を正す政策提言等のアドボカシー活動を推進し、発展させることによって希望ある未来を創造することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 SJFは、第3条に掲げる目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 社会的課題の解決策を提案するアドボカシー活動への助成
- (2) アドボカシーを推進する社会的対話（ダイアログ）の実施
- (3) 寄付者及びサポーターの募集
- (4) 基金の管理
- (5) その他前各号に掲げる事業を実施するために必要な事業

(アドボカシー活動助成)

第5条 第4条第1号に規定するアドボカシー活動は、次の事項に該当することを原則とする。

- (1) 社会の不正を正す目的をもった活動
- (2) 市民社会の形成に寄与する活動
- (3) 自発性にもとづき自主的に運用されている活動
- (4) 透明性のある情報開示をともなう活動
- (5) 営利を目的としない活動

2 SJFは、前項に掲げる原則にもとづいて、市民活動に助成するものとする。

(寄付金及びサポーターの募集、登録)

第6条 SJFは、SJFの活動を支えるために認定NPOまちぽっとの目的指定寄付(SJFに使用を限定された寄付)として広く寄付の募集を行う。

2 寄付者のうち、別に定める一定額以上の寄付を定期的に納める団体・個人を「サポーター」として登録する。

(事業および会計の公開)

第7条 SJFは、寄付者及びサポーターに対して、定期的に事業報告と会計報告を行う。

2 SJFは活動の透明化を図るため、寄付等の使途、助成事業、会計などについてホームページに公開する。

(運営委員会の設置)

第8条 認定NPOまちぽっとは第4条に規定した事業の企画・運営を行うため、ソーシャル・ジャスティス基金運営委員会(以下、運営委員会)を設置する。

2 運営委員会は、認定NPOまちぽっと理事会が委嘱する認定NPOまちぽっと役員及び有識者等による委員6名以内をもって構成する。

3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、運営委員の任期は原則最大5期までとし、そのうち認定NPOまちぽっと役員の委員は原則最大2期とする。

4 運営委員会に運営委員長を置く。委員長は委員の互選によって選出し、SJFを代表する。

5 運営委員の互選により、運営委員長を補佐する副委員長をおく。

6 運営委員会は、以下の場合に招集する。

- (1) 運営委員長による招集
- (2) 運営委員の2分の1以上の要請による招集

7 委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(運営委員会の権限)

第9条 運営委員会は、第4条に規定した事業について事業計画案、予算案を作成し、認定NPOまちぼつと理事会に提案する。

- 2 運営委員会は、第4条に規定する助成事業について、助成の基準および実施方針を定め、助成すべき活動を審査し、決定する。
- 3 運営委員会は、助成審査にあたる助成審査委員会、及び社会的対話の実施にあたる企画委員会を設けることができる。
- 4 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(助成審査委員会)

第10条 第4条(1)の実施にあたる助成審査委員会は、次に掲げる者から運営委員会が委嘱する委員9名以内をもって組織する。

- (1) 運営委員 3名以内
- (2) 有識者 6名以内

2 助成審査委員は、審査委員会で知り得た情報について、守秘義務を負うものとする。

(企画委員会)

第11条 第4条(2)の実施にあたる企画委員会は、次に掲げる者から運営委員会が委嘱する委員9名以内をもって組織する。

- (1) 運営委員 3名以内
- (2) 有識者 6名以内

(事業年度)

第12条 事業年度は、毎年4月から翌年3月までを1年度とする。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、運営委員会の議を経て、認定NPOまちぼつと理事会が行なう。

附 則

- 1 本規約は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2014年9月1日に一部規定を改正施行。
- 3 2020年4月1日に一部規定を改正施行。ただし運営委員の任期については、施行日から起算する。